

周南市統合型 GIS 等構築基本計画策定及びデータ構築仕様書作成業務委託 参考特記仕様書

1 適用範囲

本仕様書は、「周南市統合型 GIS 等構築基本計画策定及びデータ構築仕様書作成業務委託」(以下、「本業務」という。)に適用するものとする。

2 本業務の目的

将来的なデジタルツイン、DX の推進及び周南市スマートシティ構想の実現に向けて、地理空間情報のプラットフォームとなる統合型・公開型 GIS、3D 都市モデルの導入及びそれらの基礎となる各種地理空間情報の電子データは非常に重要であると考えている。

そのようなことから、本業務は、デジタル技術を活用し、各種地図情報や行政情報を市民や事業者が利活用でき、また、業務の効率化・高度化、行政サービスの向上、各課業務の連携と情報共有を図ることを目的とする統合型・公開型 GIS を導入するにあたり、必要な事項を整理し、3D 都市モデルを含む地理空間情報の作成、収集、更新などシステムに縛られることのない汎用性の高いデータ構築のルールを定めるとともに持続可能な運用方法を示すことを目的とする。



図 1 地理空間情報利活用の将来イメージ

3 業務対象範囲(履行場所)

周南市内

4 履行期間

契約締結日から令和 6 年 3 月 20 日までとする。

5 準拠すべき図書等

- (1) 地理空間情報活用推進基本法
- (2) 地理空間情報活用推進基本計画

- (3) 測量法、同施行令及び同施行規則
- (4) 周南市測量作業規程(国土地理院測量作業規程準則を含む)
- (5) 都市計画法、同施行令及び同施行規則
- (6) 国土交通省国土地理院「測量成果電子納品要領」
- (7) 国土交通省国土地理院「地理空間データ製品仕様書作成マニュアル」
- (8) 国土交通省国土地理院「地理情報標準」
- (9) 国土交通省国土地理院「地理情報標準プロファイル」
- (10) 内閣官房「地理空間情報の活用における個人情報の取扱いに関するガイドライン」
- (11) 3D都市モデル標準作業手順書(国土交通省都市局)
- (12) 3D都市モデル標準製品仕様書(国土交通省都市局)
- (13) 個人情報の保護に関する法律
- (14) 周南市個人情報の保護に関する法律施行条例
- (15) 周南市個人情報の保護に関する法律施行条例施行規則
- (16) 市長が保有する個人情報の保護等に関する規則
- (17) 周南市個人情報の管理に関する規程
- (18) 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律
- (19) ISMS(情報セキュリティマネジメントシステム)認証基準(JIS Q 27001)
- (20) プライバシーマーク認証基準(JIS Q 15001) (18) 著作権法
- (21) 周南市情報セキュリティ基本方針
- (22) その他関係法令及び諸規則等

6 配置技術者

- (1) 管理技術者、照査技術者は、地理空間情報専門技術者、空間情報総括監理技術者などの資格を有し、本業務に精通した十分な技術能力と経験を有すること。
- (2) 担当技術者は、その分担する業務内容等により、複数配置することを妨げない。

7 業務の概要

1. 計画準備

業務目的を踏まえ、業務の実施方針、作業内容、業務工程等について、検討を行い、業務計画書を作成する。

2. 社会情勢の整理

本業務に関する国の動向や最新の技術動向などの社会情勢を整理し、これからの地理空間情報の活用方法や、在り方などを整理する。

3. 現状分析

既存の庁内アンケート結果に加え、必要に応じて、庁内アンケート、ヒアリング調査を行い、各課の業務内容及び所有している地理空間情報及びデータの形式等を把握し、全庁的な視点で現状確認、課題抽出、データ活用ニーズなどを整理、分析する。

4. データ活用に向けた研修会等の実施

職員に対して、以下の内容で研修を開催する。

(1) 研修内容

- ・ 地理空間情報や GIS についての基礎知識
- ・ システムではなく地理空間情報(データ)を中心としたデータ共有体制の構築について
- ・ 庁内データの利活用に向け、他市の事例の紹介や目指すべき姿
- ・ オープンデータの必要性について
- ・ 地理空間情報を利活用できる人材育成の重要性など
- ・ 上記の研修内容は、市が想定するものであり、研修内容の詳細は契約締結後に協議のうえ決定する。

(2) 開催時期

令和5年9月末頃まで(庁内ヒアリング実施前が望ましい)

(3) 研修会場(対面式の場合)

市役所内の会議室を使用(会場内の設備としてプロジェクター、マイク、電源は使用可)

(4) 研修回数

2回以上(研修内容は同一のものとする)

5. データ構築ルールの検討

GIS システム、オープンデータ化、3D 都市モデルの効果を最大限に引き出すためにはデータが逐次刷新されることが必要であり、ハイブリット地図、不動産 ID への対応など新しい取り組みも踏まえたうえで、データの作成、収集、構築、更新についてルールを検討し、必要な仕様書などを作成する。

6. データサーバーの検討

セキュリティポリシー、庁内ネットワークシステム、クラウドサーバー、庁内サーバーなどについて課題を整理し、また、導入が想定される GIS システムなどの状況を踏まえ、地理空間情報を保管、運用するサーバーについて、最適な方法を検討する。

7. オープンデータ化の検討

市民公開型 GIS 及び地理空間情報のオープンデータ化について、現状、課題を整理し、公開方法、データの更新方法、公開基準などを検討する。

8. 最適な GIS システム等の導入の検討

セキュリティポリシー、庁内ネットワークシステム、インターネット利用などについて課題を整理し、ローコード、ノーコードなど新たなツールなども含め、幅広く検討し、庁内ニーズ、市民ニーズに沿った利便性が高く、経済的で持続的に利用され、かつベンダーロックインを回避できる最適なシステムの導入を検討する。また、導入に当たっての国の補助金などの財源の確保に向けて、事業計画書などの作成補助を行う。

9. 運用体制の検討

システム活用、データ構築を安定的に、また、利活用を推進するための運用体制、方法を検討する。

10. スケジュールの検討

システムの導入、データ構築を効率的に進めるため、地理空間情報の追加、ハイブリット地図、不動産 ID への対応など、国の補助金など財政面も考慮した中長期的なスケジュールを検討する。

11. とりまとめ

上記の各項目で整理、検討した内容を取りまとめ、基本計画、データ構築仕様書等を作成する。

12. 報告書作成

検討内容を取りまとめた報告書を作成する。

13. 打合せ協議

業務実施に必要な打合せ協議を実施する。協議回数は着手時、中間 3 回、成果品納品時の 5 回を想定している。また、着手時及び成果品納品時は管理技術者が出席するものとする。

8 業務成果品

1. 成果品の提出

本業務の成果品は、下記のとおりとする。

- (1) 報告書(A4 版、パイプ式ファイル綴じ) 1 部
- (2) 報告書概要版(A3 判カラー印刷) 1 部
- (3) 基本計画、データ仕様書 1 部
- (4) 報告書、基本計画等を記録した電子媒体(CD-ROM 等) 1 部
- (5) その他周南市が必要と認めるもの 1 式

※各種ドキュメント等の文書類は Word、Excel、PowerPoint 等の修正加工が可能なオリジナルデータと、印刷用の PDF とする。

2. 成果品の帰属

本業務により得られた成果品及び権利は、全て発注者に帰属するものとする。受託者は、発注者の許可なく成果品等を公表、貸与又は使用してはならない。ただし受託者又は他の著作物に関する著作権についてはこの限りではない。

また、業務完成後、成果品の内容に誤り、不備等が発見されたときには、受託者は速やかに訂正、補足等の必要な対応を行わなければならない。その際の費用は受託者の負担とする。

9 その他の留意事項

1. 周南市スマートシティ推進協議会の分科会として設置を検討している、(仮称)周南市地理空間情報利用促進分科会の内容を踏まえて業務を行うこと。
2. 本業務は、特に定めのあるものを除き、山口県業務委託共通仕様書に基づき実施するものとする。
3. 受託者は、業務を円滑に行うために、逐次発注者と連絡調整を行わなければならない。
4. 本業務の実施に必要な資料等について、発注者と受託者が協議のうえ、発注者は、貸与可能であるものについて受託者に貸与する。受託者は借用した資料について、受託者の責任において管理し、その取扱いに十分に注意すること。また、業務完了までに速やかに返却すること。
5. 受託者は業務の全部又は一部を第三者へ再委託してはならない。ただし、発注者の承認を得たときは、その限りではない。
6. 契約書、本仕様書及び本仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、発注者と受託者の協議のうえ、発注者の指示に従うものとする。